三丘温泉国民保養温泉地計画書

令和７年３月
環　境　省

目次

１．温泉地の概要---------- 1

２．計画の基本方針---------- 2

３．自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策- 2

４．医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等---------- 4

５．温泉資源の保護に関する取組方針---------- 4

６．温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策---------- 5

７．温泉地の特性を生かした温泉の公共的利用増進に関する方策---------- 7

８．高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画---------- 9

９．災害防止対策に係る計画及び措置---------- 11

添付
１．国民保養温泉地位置図
２．国民保養温泉地区域図

１．温泉地の概要

三丘（みつお）温泉は、山口県の南東部、周南市熊毛地域にあり、そのほとんどが石城山（いわきさん）県立自然公園に含まれ、南側は光市、北側及び東側は岩国市に接している。温泉地から北西へ約７ｋｍの場所には、国の特別天然記念物に指定されているナベヅルが渡来する八代盆地、南西へ約１０ｋｍ進むと、国立公園に指定されている瀬戸内海が広がっている。また、ＪＲ高水駅から車で１０分、山陽自動車道熊毛インターチェンジからは５分ほどで着くことから、交通至便な場所に立地している。

八代のナベヅル

三丘地区全景

三丘の地名は、地区内に３つの丘があったことに由来すると言われている。地形は、三丘地区の中央を北東から南西に流れる島田川流域の周南丘陵地帯に含まれ、低い丘陵と開けた谷底平野からなり、地理的には瀬戸内沿岸地方に属しているとみなされる。また、地質は粗粒黒雲母花崗岩及び花崗閃緑岩からなり、温泉は黒雲母花崗岩の中に湧出している。

三丘温泉は３つの源泉からなり、うち２つが常時使用されている。このうち、島田川の河床にある源泉については、傷付いた鶴が飛来して傷を癒したという伝説や、川舟で木材や米などの輸送を行っていた船頭たちが、冬になると川岸で手足を温めていたという言い伝えが残っており、古くからこのあたりに温泉源があるのではないかと言われていた。

三丘温泉は、昭和３０年に最初の源泉が発見された歴史の浅い温泉地であるが、昭和３６年に厚生省（当時）から国民保養温泉地に、平成３年に環境庁（当時）から国民保健温泉地に指定されており、豊富な湯量と泉質、豊かな自然環境を有している。

平成３年度以降、国民保健温泉地施設整備計画に基づき、熊毛町（当時）は施設整備事業として、温泉地の中央を流れる東繕寺川沿いに公衆用トイ

レ、河川公園、温泉センター（現東善寺やすらぎの里）、多目的広場等を整備してきた。

２．計画の基本方針

三丘温泉は、豊富な湯量と泉質に恵まれていることから、数多くの湯治客が訪れている温泉地である。都市部に近接した良好な立地条件と優れた交通の利便性を生かし、地域の文化や歴史、豊かな自然環境と調和した、幅広い年代がゆったりとした時間を過ごせる保養・療養の場としての温泉地を目指すことを基本方針とする。

３．自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

（１）自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

三丘温泉は、周南市熊毛地域、合併前の旧熊毛町三丘地区に位置し、緩やかな丘陵地帯と島田川沿いに広がる豊かな田園地帯に囲まれている。温泉地の周辺には、県立自然公園内にある渓谷黒岩峡、山口県有形文化財に指定されている郷校徳修館、また、毛利氏一門の筆頭で、明治維新においても数々の業績をあげた三丘１１代最後の領主、宍戸親基公の碑などがあり、文化的・自然的環境に恵まれた場所である。

黒岩峡

徳修館

温泉地を流れる東繕寺川沿いには、東屋や木製ベンチ、遊歩道や親水護岸が整備されており、子供からお年寄りまで、年齢を問わずくつろげる空間となっている。また、川岸の市道沿いには約３０本のソメイヨシノが植樹され、春には美しい桜並木、夜になるとボンボリに照らされた夜桜の情緒ある雰囲気を味わうことができる。

又、地元有志団体や自治会による整備環境にも力を入れており、６月にはホタルも多数飛び交い、来訪者を楽しませている。

東繕寺川河川公園

（２）取組の現状

三丘温泉は、そのほとんどが昭和３７年に石城山県立自然公園に、そのうちの一部が昭和４５年に県立自然公園の第３種特別地域に指定され、自然公園法（昭和３６年法律第 161 号）に基づき、温泉地内の自然環境が保たれている。また、生活環境の保全を図るため、平成２６年度から、山口県と連携して電気柵や防護ネット等を設置し、鳥獣被害対策の実証実験を行っている。

周南市においては、平成２４年に景観条例が制定され、同条例により市の全域が景観計画区域に指定されたことから、建築物の新増築や大規模な工作物の設置といった行為が条例に基づき届出が必要となっており、良好な景観の保全に寄与している。

三丘温泉さくらまつり

平成２１年度からは、４月の桜開花時期に合わせて、地元の各種団体、地元コミュニティ協議会が主催する「三丘温泉さくらまつり」が開催されているが、昨今、地元団体と各温泉施設の連携が強まってきており、令和５年度からは、８月末に「三丘温泉夕涼み会」も開催され、市内外から多数の観光客が訪れている。

また、温泉地内の河川や市道については、地元自治会によって清掃活動が継続的に行われ、さらに、平成２６年度からは地区コミュニティ団体が、将来にわたって地域コミュニティを維持していくことを目的に「みつおずっとこどもがいるまちプロジェクト」を立ち上げ、勉強会や集落点検作業を行っている。

さらに令和４年度には、地元有志による団体が組織され、地域の生活環境や景観を守り魅力ある地域をつくり、後世に伝えていく取り組みが進められている。

（３）今後の取組方策

三丘温泉において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等を図るため、関係機関等と調整の上、（２）の取組を継続するとともに、施設・設備については、老朽化が進んでいることから、脱炭素や色彩の統一に配慮しながら適宜更新を行う。また、地域住民の

活動については、引き続き必要に応じて市が協力するとともに、より自主的な取組を進めていく。

４．医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

（１）医師又は人材の配置状況

三丘温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置しており、育成に関しても積極的に取り組む。

（２）配置計画又は育成方針等

①　医師

氏　名	専門分野	活動内容	配置年度
後藤　慶	内科 温泉療法医	温泉地において、温泉利用者を対象とした温泉療養相談を行う。	令和４年度

②　人材

資　格	人数	活動内容	配置年度	育成方針
温泉入浴指導員	２人	一般の入浴客を受け入れる全２施設にそれぞれ１人配置し、利用者からの温泉の利用方法や生活指導等に関する相談を随時受け付ける。	H28～	平成 28 年度から順次、温泉入浴指導員の認定講習会を受講している。

５．温泉資源の保護に関する取組方針

（１）温泉資源の状況

三丘温泉は、その主な泉質はアルカリ性単純硫黄温泉であり、現在、２つの源泉が日帰り入浴施設１、宿泊施設１、介護保険事業所２、軽費老人ホーム１、計５施設に利用されている。

源　泉	温度 (℃)	湧出量 (ℓ/分)	泉　質	湧出状況	所有者	利用施設
第一泉源	34.8	361	アルカリ性単純硫黄温泉	動力揚湯	市	介護保険事業所 2 軽費老人ホーム 1
楠泉源	28.9	149	アルカリ性単純硫黄・放射能温泉	動力揚湯	市	日帰り入浴施設 1 宿泊施設 1
第二泉源	17.1	26	単純弱放射能冷鉱泉	動力揚湯	市	なし

（２）取組の現状

三丘温泉における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源　泉	取　　組	実施主体
第一泉源及び楠泉源	揚水設備の点検を毎月実施。 温度、湧出量の現地観測を年 2 回実施。	市 県、市

（３）今後の取組方策

三丘温泉において、温泉資源の保護を一層推進するため、（２）の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

源　泉	取　　組	実施主体	実施年度
上記 2 源泉	濁度、臭気等の確認を毎月行う。	市	H28～

６．温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

（１）温泉の利用にあたっての関係設備等の状況

三丘温泉において温泉の利用にあたって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

①　浴用利用のみ

源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
2	圧送施設、送湯管	5

（２）取組の現状

三丘温泉において温泉の利用にあたって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取　　組	実施主体
源泉	自主的	3 源泉について、大腸菌群、レジオネラ属菌等の検査を年１回実施。	市
圧送施設	自主的	圧力チェックを毎月実施。	市
貯湯槽	条例等	すべての貯湯槽について、定期的に清掃、消毒及び点検を実施。	設備所有者
浴室	条例等	すべての浴室について、換気孔等を設置。	設備所有者
浴槽	条例等	・浴槽水 すべての浴槽について、清浄な湯水を常に供給し、清浄かつ適温に保持。 すべての浴槽について、換水を毎日（循環式浴槽については１週間に１回）実施。 すべての浴槽の湯面について、浴室の床面より高く設置。 すべての浴槽への温泉注入口について、浴槽の湯面より上方に設置。 ・ろ過器及び循環配管 すべての循環式浴槽について、１週間に１回以上、逆洗浄等により汚れを除去し、循環配管の消毒を実施。 ・集毛器 すべての循環式浴槽について、毎日清掃を実施。	設備所有者
設備周辺	自主的	すべての設備周辺について、清掃を毎日実施。	設備所有者

（３）今後の取組方策

三丘温泉において、さらに温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、（２）の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

設備	区分	取　　組	実施主体
源泉	自主的	年１回実施している大腸菌群、レジオネラ属菌等の検査を年２回実施。	市
圧送施設	自主的	バルブ、ドレン等の点検を毎月実施。	市

７．温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

（１）温泉の公共的利用の状況

三丘温泉は、豊富な湯量と泉質、豊かな自然環境を有していることから、昭和３０年の発掘以来、多くの利用者に親しまれてきた。また、昭和３６年に厚生省から国民保養温泉地、平成３年に環境庁から国民保健温泉地に指定され、様々な環境整備を進めてきた。現在、日帰り入浴施設が１軒、宿泊施設が１軒の小さな温泉地であるが、近隣の介護保険事業所２施設、軽費老人ホーム１施設においても温泉が利用できるようになっており、それぞれの施設が趣向を凝らし、温泉地の魅力向上に努めている。

【温泉の様子】

近年の三丘温泉における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

① 令和 2～4 年度の温泉利用者数 （単位：人）

年度	宿泊	日帰	合計
令和 2 年度	249	64,552	64,801
令和 3 年度	214	69,421	69,635
令和 4 年度	369	20,185	20,554

※東善寺やすらぎの里 Ｒ４年４～９月休館

※バーデンハウス三丘 Ｒ５年５月１１日から休業

（Ｒ２～４年コロナ禍により宿泊者は受け入れていない）

② 直近１年間（令和 3 年度）の温泉利用者数 （単位：人）

区分	施設数	総定員	利用者数				
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
宿泊	1	6	16	18	17	24	17
日帰	1		5,703	6,034	5,248	5,454	5,664
合計			5,719	6,052	5,265	5,478	5,681

利用者数							
9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
10	12	28	36	26	0	10	214
4,493	6,263	6,580	6,969	6,313	5,079	5,621	69,421
4,503	6,275	6,608	7,005	6,339	5,079	5,631	69,635

※介護保険事業所・軽費老人ホーム入浴者数は含んでいない

※東善寺やすらぎの里の令和 4 年度前半休館により令和 3 年度の利用者数を掲載

（２）取組の現状

三丘温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

取　　組	実施主体
地域間交流と地域の活性化を図るため、4 月の桜開花時期に「三丘温泉さくらまつり」、8 月末に「三丘温泉夕涼み会」を実施。	コミュニティ協議会 （地元団体・各温泉施設・各近隣企業）
上記イベント開催日に、温泉入浴料の割引を実施。	日帰り入浴施設(1 施設)

運転免許返納者へ、入浴料の減額を実施。	日帰り入浴施設(1施設)
温泉療法医による温泉療養相談を行う。	市
温泉入浴指導員を各施設1名配置し、温泉利用や生活指導等に関する相談を随時受け付ける。	各施設
温泉地への来訪を促進するため、平成3年度より公衆便所や河川公園を年次的に整備。	市（旧熊毛町）
市HPやパンフレット等の媒体による広報活動を行い、三丘温泉を周知。	市
自然公園法及び景観条例により、温泉地内の景観と環境を保全。	県、市
温泉地内の市道、河川、公園等の清掃や修繕を実施。	市、地元自治会、 地元有志団体

（３）今後の取組方策

三丘温泉において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、現在実施している環境の保全、環境配慮への取組強化に努めながら、温泉本来の保養、療養といった目的に加え、自然や文化、環境等の資源を活用した学習や体験、健康づくりの場としての温泉地を目指し、実施主体と調整の上、（２）の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

取　　組	実施主体
温泉地及び温泉地周辺の自然や文化、環境等の資源について、温泉利用者への情報発信に取り組む。	各施設、市
上記の資源を活用した学習や体験の機会の充実を図る。	各施設、市

８．高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

（１）公共の用に供する施設の状況

三丘温泉における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

区　分	施　　設
公有施設	・道路（県道光玖珂（ひかりくが）線、市道東善寺線他2路線） ・公園等（東繕寺川河川公園、親水護岸、多目的広場）

	・日帰り入浴施設（1 施設） ・公共用トイレ（2 箇所）
私有施設	・宿泊施設（1 施設） ・介護保険事業所（2 施設） ・軽費老人ホーム（1 施設）

（２）取組の現状

三丘温泉において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

区　分	施設	取　　組	実施主体
公有施設	道路	舗装の打換えを実施（市道東善寺線）。	市
	公園等	休憩施設（東屋、ベンチ等）を設置。	市
	建築物	・日帰り入浴施設 特殊浴室（介護者同伴入浴可）を設置。 障害者用トイレを設置。 障害者等専用駐車スペースを設置。 乳児に必要な設備を設置。 障害者等に必要な備品の貸出を実施。 各所にスロープ及び手すりを設置し、バリアフリー化を実施。 ・公共用トイレ 障害者用トイレを設置（2 箇所）。	市
私有施設	建築物	・介護保険事業所・軽費老人ホーム 障害者等専用駐車スペースを設置（2 施設）。	施設所有者

		 障害者用トイレを設置。(3 施設)。 障害者等に必要な備品の貸出を実施（3 施設)。 各所にスロープ及び手すりを設置し、バリアフリー化を実施（3 施設)。	

（３）今後の取組方策

三丘温泉において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、（２）の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

区　分	施設	取　　組	実施主体
公有施設	道路	路線の調査を行い、高齢者や障害者等に不都合な箇所について、改修を検討する。	市
	公園等	休憩施設の改修や増設を検討する。 照明設備について、脱炭素等に配慮しながら適宜改修を行う。	市
私有施設	建築物	・市から軽費老人ホームへ以下の取組を要請する。 障害者等専用駐車スペースの表示設置（1 施設)。	市 施設所有者

９．災害防止対策に係る計画及び措置

（１）温泉地の地勢及び災害の発生状況

三丘温泉は、標高５０m程度の丘陵地にあり、温泉地の中央に２級河川東繕寺川、西側に東繕寺川が合流する２級河川島田川が流れているが、東繕寺川の上流には、渓床や渓岸の荒廃及び土砂の流出防止を目的とし

て、昭和２８年に山口県によって治山ダムが設置されている。また温泉地内の避難所は、東善寺やすらぎの里を指定しており、これまで大規模な災害は発生していないが、さらなる避難所確保を図るため、市は、平成３０年１２月に温泉地内にある軽費老人ホームを緊急避難場所にするための協定を施設所有者と締結している。

（２）計画及び措置の現状

三丘温泉において、現在、災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

計画又は措置	計画又は措置の概要	実施主体
土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定された箇所について、市地域防災計画において警戒避難体制を策定。	県、市
山口県水防計画	島田川に洪水浸水想定区域を設定し、気象台と共同で洪水注意報・警報等の情報を発表。	県
河川警報システム	東繕寺川に設置され、大雨、洪水警報又は注意報の発令を回転灯及び音声により周知。	県
周南市地域防災計画	土砂災害ハザードマップ・洪水ハザードマップの配布、Ｗｅｂ版ハザードマップの運用、防災無線の屋外拡声装置の設置及び携帯メールでの災害情報の提供等を実施。 	市
自主防災組織	県や市が行う防災訓練への参加及び自主的な防災訓練、勉強会等を実施。	自治会等

自主的な取組	・防災アドバイザー（市が委嘱） 市内の自主防災組織、自治会等が行う研修会、訓練等で実践的な指導及び助言を実施。 ・自動体外式除細動器（AED） 日帰り入浴施設、介護保険事業所、軽費老人ホームにそれぞれ設置。 	個人 施設所有者

（３）今後の取組方策

三丘温泉において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、（２）の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

取組	実施主体
土砂災害ハザードマップを各施設に配布し、施設所有者及び利用者に周知する。	市
市の防災担当課、自主防災組織並びに防災アドバイザーと連携した研修会等及び地域と施設所有者が参加する防災訓練の開催を検討する。	市 自治会等 施設所有者
市指定避難所となっている「東善寺やすらぎの里」とともに、緊急避難場所である軽費老人ホームとの連携強化に努める。	市 施設所有者
自動体外式除細動器（AED）の未設置施設へ、市から設置を要請する。	市 施設所有者

山口県周南市国民保養温泉地位置図

山口県周南市国民保養温泉地区域図

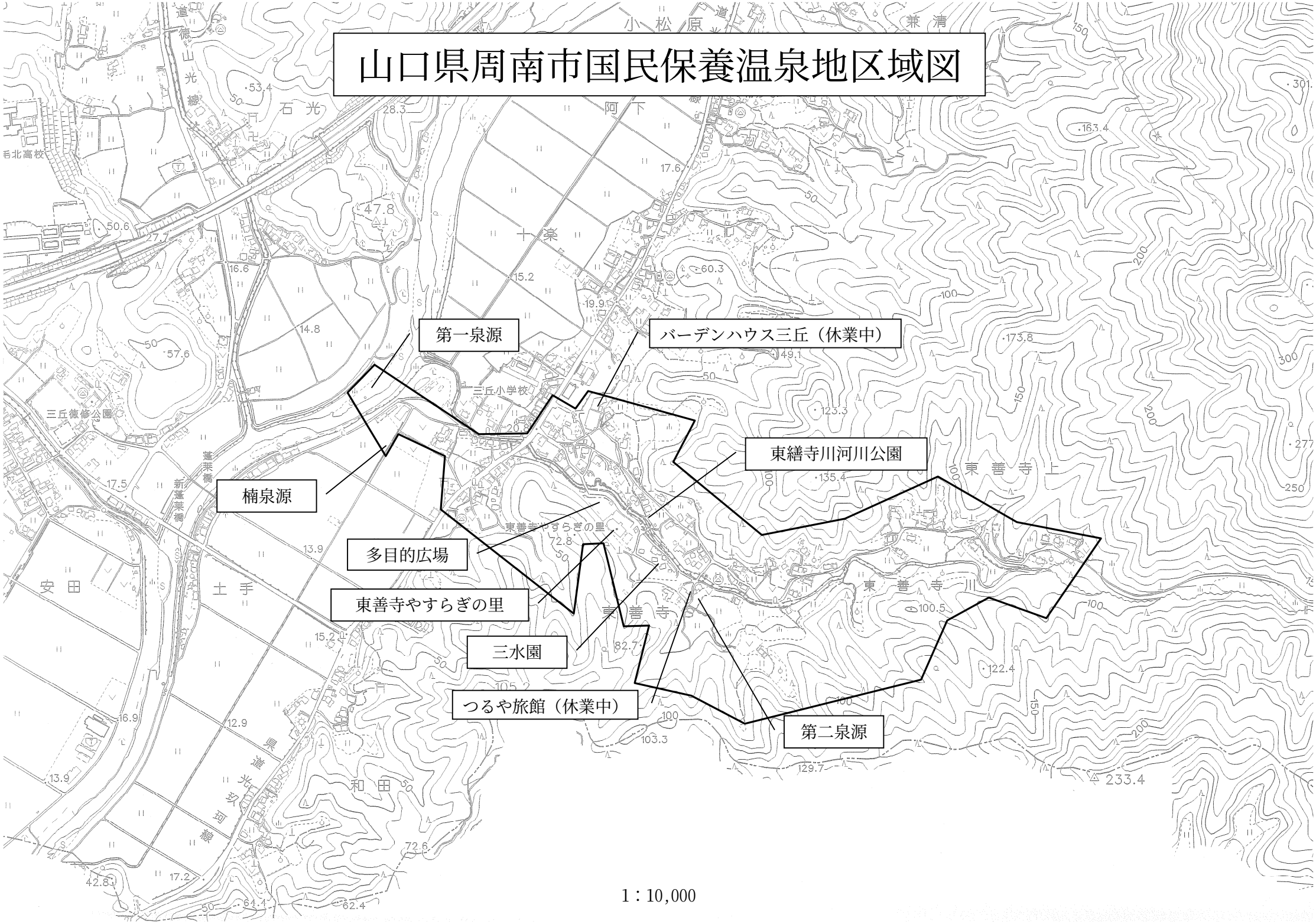

1：10,000